

地域集会施設「南湖会館」ご利用案内

- 利用時間 ……午前9時～午後9時(但し7月～9月は午後9時30分まで)
- 休館日 (1)毎週月曜日 (但し月曜日が休日の場合は、翌日以降の直近の平日に休館)
(2)年末年始(12月29日～1月4日)
- 利用時間区分 (利用時間は、会場設営及び現状回復時間を含みます)
 - (1)午前の部 午前9時～午後1時
 - (2)午後の部 午後1時～午後5時
 - (3)夜間の部 午後5時～午後9時(7月～9月は午後9時30分まで)
- 利用登録申請
南湖会館を初めてご利用になるには登録申請の手続きが必要です。用紙は事務局にあります。
但し、他の集会施設の登録団体は、登録番号が共通でご利用になれます。
- 予約受付日時……利用日の1ヵ月前～3日前まで。午前10より午後4時45分まで。
- 利用申込先……南湖会館3階窓口です。
- 施設利用料など……無料、但し利用予約は5名以上でのご利用となります。
- 利用上の制限……次の各号のいずれかに該当する場合は、使用できません。
 - (1)営利を目的として利用するとき。
 - (2)公の秩序を乱し、または普段な風俗を害する恐れがあると認められるとき。
 - (3)集団的または常習的に暴力その他不法行為を行う恐れがある組織の利益となると認められるとき。
 - (4)施校及び付属設備を損傷する恐れがあると認められるとき。
 - (5)サークル、会等の利用を週1回、月4回以上使用するとき。
(第5曜日までである場合は5回の使用を認める。)
 - (6)午前、午後、夜間の連続使用。
 - (7)利用目的以外にご利用したり、利用の権利を譲渡若しくは転貸した場合。
 - (8)その他、施設管理上支障があると認められるとき。
- 利用者の遵守事項
 - (1)利用終了したときは、机、椅子等をもとの状態に戻して、清掃を行うこと。
 - (2)利用時に出たゴミはすべて持ち帰ること。
 - (3)利用後は‘利用者報告書’を事務局に提出すること。
 - (4)許可された利用目的以外に施設及び備付けの器具等を使用しないこと。
 - (5)他の利用者の迷惑になる行為をしないこと。
 - (6)館内でカラオケをしないこと。
 - (7)ダンスサークル等で、ハイヒールをはかないこと。
 - (8)館内は禁煙。
 - (9)許可なく電気器具を持ち込まないこと。(ミシン、アイロン等)
 - (10)火気類は持ち込まないこと。(卓上コンロ等)
 - (11)登録内容に変更のある場合は、すみやかに届けを出してください。
 - (12)利用目的が失われた場合、登録抹消の手続きをしてください。
- 損害賠償……利用者が施設または設備を損傷または滅失したときは、その損害を賠償していただきます。